

## 県立総合教育センター嘱託医設置要綱

### 第1 趣 旨

不登校児童生徒等に対する教育相談の充実を図るため、県立総合教育センターに嘱託医を設置する。

### 第2 委 嘱

#### 1 委嘱

嘱託医は、精神保健に関し優れた知識及び経験を有する医師の中から教育委員会が委嘱する。

#### 2 委嘱期間は1年以内の期間とし、委嘱年度の3月31日までとする。再任は妨げない。

### 第3 業 務

#### 1 業務内容

嘱託医は、県立総合教育センター所長からの要請により、総合教育センターで行う教育相談の実施に関して次の業務を行う。

- (1) 医学的な判断を要する者についての診断
- (2) 本人・保護者及び教員への指導・助言
- (3) 相談担当者に対する指導・助言
- (4) その他所長が必要と認める事項

#### 2 業務日数等

- (1) 教育委員会は、予算の範囲内で嘱託医に支援を要請するものとする。
- (2) 業務に従事する日及び時間は、県立総合教育センターと嘱託医の両者が協議して決めるものとする。

### 第4 報償費

- 1 嘱託医の業務に係る費用は、予算の範囲内で教育委員会が負担する。
- 2 嘱託医の報償費の額は、第3の1に定める業務1回につき、3万7百円に業務従事場所までの交通費相当を加えた額とする。
- 3 前2の交通費相当額は、非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取扱いについて（昭和55年12月25日人第837号）の例による。  
なお、支給にあたっては、費用弁償に係る届出（別紙様式第1号）及び費用弁償計算書（別紙様式第2号）により支給するものとする。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。